ベル・データ株式会社 給与規程

制 定 日	1999年7月1日
施 行 日	1999年7月1日
改定日	2021年10月27日
決 裁 機 関	取締役会
分 類	人事関連
版	5版

第1条 (目的)

この規程は就業規則第40条に定める従業員の給与および賞与に関して定めたものである。本規程における従業員とは雇用期間の定めのない従業員のことをいう。

第2条 (基本給の決定)

従業員の基本給は、職務の重要度、困難度、責任度、従業員の年齢、経験、能力、勤務 成績および勤務態度等を勘案して会社が決定し、月給とする。

第3条 (給与の種類)

この規程で給与とは次のものをいう。

- 基本給
- ② 調整給
- ③ 役職手当
- ④ 専門職手当
- ⑤ 住宅手当
- ⑥ 家族手当
- ⑦ 単身赴任手当
- ⑧ 所定労働時間外勤務手当
- ⑨ 通勤手当
- ⑩ 在宅手当

第4条(給与の計算期間)

給与の計算期間は当月1日から末日までとする。ただし、所定労働時間外勤務手当、通勤 手当および在宅手当は前月1日から末日までを計算期間とする。

第5条(給与の支払日)

給与の支払日は、毎月25日とする。ただし、当日が休日に当たるときは、その直前の 営業日に繰り上げるものとする。

第6条 (給与の支払)

給与は、直接本人に通貨をもって全額支払う。ただし、「給与等の銀行口座等への振込に関する協定書」に基づき従業員の指定する銀行口座等に振込むことができるものとする。

- 2 ただし、次の各号の一に該当するものは、これを給与から控除して支払う。
 - ① 法令で定められたもの

- ② 労働基準法第24条に定める手続きを経たもの
 - イ)生命保険料
 - ロ)クラブ費
 - ハ)社宅家賃
 - 二)貸付金の返済金

第7条 (給与の非常時払)

次の各号の一に該当する場合に、従業員から請求があったときは、第5条の規定にかか わらず支払期日前においても既住の労働に対する給与を支払う。

- ① 本人または本人の収入によって生計を維持する者の結婚・出産・疾病もしくは 災害の場合
- ② 本人または本人の収入によって生計を維持する者の死亡の場合
- ③ 本人もしくは本人の収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由で1週 間以上にわたり帰郷する場合
- ④ その他会社が必要と認めた場合

第8条 (入社・退職、解雇、休業、休職、復職の場合の給与)

従業員が給与計算期間の途中で入社、退職、解雇、休業、休職または復職した場合は、 その月の給与は、その月の実際勤務した日数を1カ月平均所定労働日数で除して支払う。

2 前項にかかわらず、定年退職した場合および死亡退職した場合には、その月の給与 の全額を支給する。

第9条 (休業期間中の給与)

会社の都合により臨時に休業した場合には、会社は休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあっては、その日の賃金について労働基準法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

2 従業員が業務上または通勤災害により負傷し、または疾病にかかり、その療養のため休業する場合は、労働者災害補償保険から給付を受けるものとし、給与の支給はしない。

第10条 (休職期間中の給与)

就業規則第10条に定める休職期間中の給与は無給とする。

第11条 (欠勤等の控除)

遅刻、早退、欠勤などにより所定勤務時間の全部または一部を休業した場合には、その

休業した時間に相当する賃金を控除する。なお、給与計算期間中のすべてにおいて出勤 しなかった場合には、一切の給与の支払いは行わない。

第12条 (端数計算)

給与計算において1円未満の端数が出たときは、最後にこれを切り上げる。

第13条 (初任給の決定)

新規採用者の初任給は学歴のほか、その者の能力、経験および配置されるべき職務を勘案 してこれを定める。

第14条 (給与の見直し)

会社は、各人の職務内容、責務、業績、執務態度等に基づき、人事考課を行い給与の見 直しを行う。給与の見直しは原則として1月に行うものとする。

第15条 (人事考課)

会社は、従業員の業績および勤務態度について、人事考課を行う。

2 人事考課の手続、方法については別途定める。

第16条 (役職手当)

役職に応じて役職手当を支給する。

第17条 (専門職手当)

技能・専門に応じて専門職手当を支給する。

第18条 (住宅手当)

独立の生計を営み、会社より受ける諸給与によって住宅費を支弁している者には、住宅 手当を支給する。

- 2 住宅手当を受けるには、証拠種類(家賃・部屋代・家賃固定資産税などの受領書又は支払証明書)を添付して所定の様式による届けをしなければならない。
- 3 住宅手当は届け出のあった日の属する月から支給し、停止事由が発生した日の属する月まで支給する。

第19条 (家族手当)

家族手当は、家族を扶養している社員に支給する。なお、扶養家族とは健康保険上の被 扶養者となっている家族をいう。

- 2 家族手当の支給を受けるには、従業員は会社に対し、家族届を届け出なければならない。また、支給要件に該当しなくなった場合は速やかにその事実を届け出るものとする。
- 3 家族手当は届け出のあった日の属する月から支給し、停止事由が発生した日の属する月まで支給する。

第20条 (単身赴任手当)

単身赴任手当は、別に定める「転勤に関する規程」による。

第21条 (所定労働時間外勤務手当)

従業員が所定労働時間を超えて勤務した場合には、割増手当として時間外勤務手当を、 法定休日に勤務した場合には休日勤務手当を、さらに深夜(午後10時から午前5時ま で)において勤務した場合には深夜勤務手当をその実働時間に対する時間割賃金に加算 し、それぞれ第22条に定める計算式により支給する。

- 2 所定労働時間内の深夜勤務については、その実働時間に対し時間割賃金の25%の 深夜勤務手当のみ支給する。
- 3 課長以上の社員に対しては、この手当を支給しない。

第22条 (所定労働時間外勤務手当(時間割賃金+割増手当)の計算式)

基本給+役職手当+専門職手当+住宅手当+調整給

時間割賃金 = -

各年度の1ヵ月平均所定労働時間数

2 割増手当

- ① (平日および法定外休日の深夜外)実働時間に対して時間割賃金の25%
- ② (平日および法定外休日の深夜) 実働時間に対して時間割賃金の50%
- ③ (法定休日深夜外)

実働時間に対して時間割賃金の35%

④ (法定休日深夜)

実働時間に対して時間割賃金の60%

- 3 ただし、平日の法定労働時間を超える時間外勤務が月間60時間を超える場合には、超過した時間数に対しては時間割増賃金の50%(月間60時間を超える時間外勤務が深夜におよんだときは25%の深夜勤務手当が加算され時間割賃金の75%)とする。なお平日の時間外勤務の累計には所定休日(法定外休日)における実働時間も含まれるものとする。
- 4 平日の法定労働時間を超える時間外勤務が月間45時間超60時間までに対しての 割増手当は25%とする。

5 管理監督者および機密の事務を取り扱う者に該当する従業員については、深夜勤務 手当のみ適応される。

第23条 (通勤手当)

通勤手当は、常時一定の交通機関で通勤する従業員に対し、次の基準により実費を支給する。

- ① 会社の認めた通勤手段の利用であること。バスを利用する場合は、バス利用距離が1.2 Km以上の場合に限る。
- ② 通勤のために使用し得る交通機関の経路が2つ以上ある場合には、会社の認めた 最も経済的かつ合理的な経路とする。
- ③ 通勤費は、1ヵ月定期代(電車・バス)と1日往復交通費(電車・バス)×出社 日数を比較し、どちらか低い方の金額を支給する。
- 2 業務上あるいは業務外の傷病その他事由による長期欠勤者および休職者に対して は通勤手当を支給しない。

第24条 (在宅手当)

従業員が在宅勤務をした場合は、在宅勤務日数に応じて在宅手当を支給する。

第25条 (資格取得報奨金)

従業員が会社の業務上必要と認められた資格を取得した場合には、その資格取得者に対し一時金を支給する。詳細は別に定める「資格取得報奨金規程」による。

第26条 (賞与)

会社は、会社業績と従業員の勤務実績および人事考課等を勘案して夏季賞与および冬季 賞与を支給することがある。

- 2 各賞与の算定期間と支給日は次の通りとする。
 - 夏季賞与:前年10月1日から3月31日まで 原則として7月に支給 冬季賞与:4月1日から9月30日まで 原則として12月に支給
- 3 各賞与を支給する場合は、支給日に在籍する従業員に対して支給する。ただし、長期欠勤者や休業、休職により算定期間に全く就労しなかった従業員に対しては支給しない。また、算定期間中に欠勤や休業、休職、その他の不就労の期間がある場合は、それぞれの賞与基準額から不就労期間を減額する。なお1ヶ月未満の不就労日数は切り捨てる。

第27条 (コミッション賞与)

コミッション賞与は営業部員に支給する。営業部員のコミッションに関する規程は別に定める。

第28条 (有給休暇)

年次有給休暇又は特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃 金に支給する。

第29条 (既程の改廃)

この規程の改廃は取締役会が決定する。ただし、その内容について従業員代表の意見を 聴くものとする。

(附 則)

1. 施行日 : 1999年7月1日

改定日 : 2021年10月27日

2. 関連規程 : 就業規則